

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

施行規則の一部改正について

このことについて、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年12月18日提出

教育長 野村道朗

説 明

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関連規定を整理する必要があるからである。

## 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の改正の概要

### 1 改正の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「被用者一元法」という。）が平成27年10月1日から施行されたことに伴うもの。

### 2 改正の内容

被用者一元法の施行により、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係規定を整理する。

### 3 施行日

公布の日とする。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十四年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第五備考第五号を次のように改める。

5 「11 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第3項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

様式第六備考第四号を次のように改める。

4 「11 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する傷病補償年金と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

様式第八備考第五号を次のように改める。

様式第二十一（裏） 3 (2) を次のように改める。

- 3 「1 死亡学校医等に関する事項」の欄の「厚生年金保険法等の適用」の項には、死亡学校医等又は請求者が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_」の被保険者であった。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

様式第十三備考第三号を次のように改める。

- 5 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する障害補償年金と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_」の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

この規則は、  
附 則  
公布の日から施行する。

- (2) この年金と同一の事由によって、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

様式第5（第4条関係）

休業補償請求書

		請求回数	第	回
		認定番号		
愛知県教育委員会殿		請求年月日	年	月 日
下記の休業補償を請求します。		請求者の住所		
		氏名	印	
1（所属学校）				
2（氏名）		3（職名）		
年 月 日生		4（負傷又は発病年月日） 年 月 日		
5（請求日数） 年 月 日から 年 月 日までのうち 日 全部休業日数 日 一部休業日数 日				
6 休業した日に支払われた給与その他の収入の額	全部休業の場合	給与の総額	円	
	一部休業の場合	給与の総額	円	
7 所属学校長の証明 5及び6の給与の総額については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属学校の {所在地 名称 校長名} 印				
8 休業補償請求金額の計算	全部休業した日について	(補償基礎額) (請求日数) $\times \frac{60}{100} =$	円	
	一部休業した日について	(補償基礎額) (請求日数) $\times \frac{60}{100} =$	円	
9 休業補償請求金額		円		
10 医師の証明	(傷病名)	(現在の状態)	年 月 日	
	〔請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数〕 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	〔勤務することができなかったと認められる理由〕		
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の {所在地 名称 医師氏名} 印			
11 厚生年金保険法等の適用		____の被保険者である。 被保険者でない。		
12 添付する書類その他の資料名				

旧

様式第5（第4条関係）

休業補償請求書

		請求回数	第	回
		認定番号		
愛知県教育委員会殿		請求年月日	年	月 日
下記の休業補償を請求します。		請求者の住所		
		氏名	印	
1（所属学校）				
2（氏名）		3（職名）		
年 月 日生		4（負傷又は発病年月日） 年 月 日		
5（請求日数） 年 月 日から 年 月 日までのうち 日 全部休業日数 日 一部休業日数 日				
6 休業した日に支払われた給与その他の収入の額	全部休業の場合	給与の総額	円	
	一部休業の場合	給与の総額	円	
7 所属学校長の証明 5及び6の給与の総額については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属学校の {所在地 名称 校長名} 印				
8 休業補償請求金額の計算	全部休業した日について	(補償基礎額) (請求日数) $\times \frac{60}{100} =$	円	
	一部休業した日について	(補償基礎額) (請求日数) $\times \frac{60}{100} =$	円	
9 休業補償請求金額		円		
10 医師の証明	(傷病名)	(現在の状態)	年 月 日	
	〔請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数〕 年 月 日から 年 月 日までのうち 日	〔勤務することができなかったと認められる理由〕		
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の {所在地 名称 医師氏名} 印			
11 厚生年金保険法等の適用		____の被保険者である。 被保険者でない。		
12 添付する書類その他の資料名				

13 送金希望の場合	振込先	銀行 支店
	預金科目	普通預金 当座預金
	口座番号	
	口座名義	

受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
支 払	年 月 日
決定金額	円

備考 1～4 略

5 「11厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第3項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「                    の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

6 略

13 送金希望の場合	振込先	銀行 支店
	預金科目	普通預金 当座預金
	口座番号	
	口座名義	

受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
支 払	年 月 日
決定金額	円

備考 1～4 略

5 「11厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法、旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）又は旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「                    の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

6 略

新

様式第6（第4条関係）

傷病補償年金請求書

		認定 番号
愛知県教育委員会殿		請求年月日 年 月 日
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所
		氏名 印
1（所属学校）	2（氏名） 年 月 日生	
3（職名）	4（負傷又は発病年月日） 年 月 日	
5（傷病等級） 第 級 号	6（傷病等級該当年月日） 年 月 日	
7（傷病の部位及びその程度）		
8（既存障害とその程度）		
9（日常生活の状態）		
10 傷病補償年金請求金額	年金たる補償に係る補償基礎額 × (倍数) = 円	
11 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。	
12 添付する書類その他の資料名		

13 送金希望の場合	振込先	銀行 支店	受 理	年 月 日
	預金科目	普通預金 当座預金	決 定	年 月 日
	口座番号		傷病等級	第 級 号
	口座名義		年金証書の番号	第 号
			支給開始年月	年 月
			決定金額	円

備考 1～3 略

4 「11厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する傷病補償年金と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1

旧

様式第6（第4条関係）

傷病補償年金請求書

		認定 番号
愛知県教育委員会殿		請求年月日 年 月 日
下記の傷病補償年金を請求します。		請求者の住所
		氏名 印
1（所属学校）	2（氏名） 年 月 日生	
3（職名）	4（負傷又は発病年月日） 年 月 日	
5（傷病等級） 第 級 号	6（傷病等級該当年月日） 年 月 日	
7（傷病の部位及びその程度）		
8（既存障害とその程度）		
9（日常生活の状態）		
10 傷病補償年金請求金額	年金たる補償に係る補償基礎額 × (倍数) = 円	
11 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。	
12 添付する書類その他の資料名		

13 送金希望の場合	振込先	銀行 支店	受 理	年 月 日
	預金科目	普通預金 当座預金	決 定	年 月 日
	口座番号		傷病等級	第 級 号
	口座名義		年金証書の番号	第 号
			支給開始年月	年 月
			決定金額	円

備考 1～3 略

4 「11厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法、旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改



項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

5以下 略

正法」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。)旧厚生年金保険法(国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。)又は旧国民年金法(国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。)の適用を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
- (5) 障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
- (6) 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

5以下 略

様式第8（第4条関係）

新

障害補償一時金請求書

		認定番号	
愛知県教育委員会殿		請求年月日 年 月 日	
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所	
		氏名	印
1（所属学校）			
2（氏名）		3（職名）	
年 月 日生			
4（負傷又は発病年月日）		5（治癒年月日）	
年 月 日		年 月 日	
6（障害の部位及びその程度）			
7（既存障害とその程度）			
8 障害等級	第 級 号		
9 障害補償請求金額	年金	年金たる補償に係る補償基礎額 × (倍数) =	円
	一時金	(補償基礎額) × (倍数) =	円
10 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。		
11 添付する書類その他の資料名			

12 送金希望の場合	振込先	銀行 支店
	預金科目	普通預金 当座預金
	口座番号	
	口座名義	

受理	年 月 日
決定	年 月 日
支払 (一時金の場合)	年 月 日
障害等級	第 級 号
年金証書の番号	第 号
支給開始年月	年 月
決定金額	年金 円 一時金 円

様式第8（第4条関係）

旧

障害補償一時金請求書

		認定番号	
愛知県教育委員会殿		請求年月日 年 月 日	
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所	
		氏名	印
1（所属学校）			
2（氏名）		3（職名）	
年 月 日生			
4（負傷又は発病年月日）		5（治癒年月日）	
年 月 日		年 月 日	
6（障害の部位及びその程度）			
7（既存障害とその程度）			
8 障害等級	第 級 号		
9 障害補償請求金額	年金	年金たる補償に係る補償基礎額 × (倍数) =	円
	一時金	(補償基礎額) × (倍数) =	円
10 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。		
11 添付する書類その他の資料名			

12 送金希望の場合	振込先	銀行 支店
	預金科目	普通預金 当座預金
	口座番号	
	口座名義	

受理	年 月 日
決定	年 月 日
支払 (一時金の場合)	年 月 日
障害等級	第 級 号
年金証書の番号	第 号
支給開始年月	年 月
決定金額	年金 円 一時金 円

備考 1～4 略

5 「10厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する障害補償年金と同一の事由により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「        の被保険者である。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

6以下 略

備考 1～4 略

5 「10厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金法、旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）又は旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「        の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

6以下 略

新

様式第13(第4条関係)

遺族補償年金請求書

						認定 番号	
愛知県教育委員会 殿 下記の遺族補償年金を請求します。		請求年月日 年 月 日				請求者(代表者)の 住所 氏名 学校医等との続柄	印
1 死亡学校医等に 関する事項	(所属学校)						
	(氏名)						
	年 月 日生						
	(職名)						
	(死亡年月日)						
年 月 日							
厚生年金保険 法等の適用		の被保険者であった。 被保険者ではなかった。					
2 請求の事由	学校医等の死亡 先順位者の失権 胎児であった子の出生 先順位者の所在不明						
3 請求者及び遺族 補償年金を受け ることができる 遺族	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考		
4 既に遺族補償年 金を受けている 者	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考		
5 遺族補償年金請 求年額の計算	〔年金たる補償に 係る補償基礎額〕(倍数) × × <sup>1</sup> = 円 (請求者の数)						
6 遺族補償年金請 求年額	請求者が1人の場 合又は代表者を選 任しない場合						
	代表者を選任した 場合		(5の請求年額)(請求者の数) × = 円				
7 添付する書類そ 他の資料名							

旧

様式第13(第4条関係)

遺族補償年金請求書

						認定 番号	
愛知県教育委員会 殿 下記の遺族補償年金を請求します。		請求年月日 年 月 日				請求者(代表者)の 住所 氏名 学校医等との続柄	印
1 死亡学校医等に 関する事項	(所属学校)						
	(氏名)						
	年 月 日生						
	(職名)						
	(死亡年月日)						
年 月 日							
厚生年金保険 法等の適用		の被保険者であった。 被保険者ではなかった。					
2 請求の事由	学校医等の死亡 先順位者の失権 胎児であった子の出生 先順位者の所在不明						
3 請求者及び遺族 補償年金を受け ることができる 遺族	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考		
4 既に遺族補償年 金を受けている 者	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考		
5 遺族補償年金請 求年額の計算	〔年金たる補償に 係る補償基礎額〕(倍数) × × <sup>1</sup> = 円 (請求者の数)						
6 遺族補償年金請 求年額	請求者が1人の場 合又は代表者を選 任しない場合						
	代表者を選任した 場合		(5の請求年額)(請求者の数) × = 円				
7 添付する書類そ 他の資料名							

8 送金 希望 の場合	振込先	銀行	支店
	預金科目	普通預金	当座預金
	口座番号		
	口座名義		

受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
年金証書の番号	第 号
年金開始年月	年 月
決定年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合 円

備考 1～2 略

3 「1死亡学校医等に関する事項」の欄の「厚生年金保険法等の適用」の項には、死亡学校医等又は請求者が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「の被保険者であった。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。この場合においては、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に同欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書面により報告すること。

4 以下 略

8 送金 希望 の場合	振込先	銀行	支店
	預金科目	普通預金	当座預金
	口座番号		
	口座名義		

受 理	年 月 日
決 定	年 月 日
年金証書の番号	第 号
年金開始年月	年 月
決定年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合 円

備考 1～2 略

3 「1死亡学校医等に関する事項」の欄の「厚生年金保険法等の適用」の項には、死亡学校医等又は請求者が厚生年金保険法、国民年金法、旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）又は旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「の被保険者であった。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
- (5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

4 以下 略

## 様式第21(第8条関係)

(表) 略

(裏)

6 この証書を亡失したり、損傷したときは、再交付を教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。

7 あらかじめ教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、教育委員会に対し身体障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

8 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 傷病補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 省令別表第1の傷病等級に該当しなくなった場合

(2) 障害補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 省令別表第2の障害等級の第7級以上に該当しなくなった場合

(3) 遺族補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合

ハ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となった場合

ニ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合

ホ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にある場合を除く。)

ヘ 省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

(4)

## 〔注意事項〕

- この証書は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- この補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を教育委員会に届け出てください。
  - 氏名又は住所を変更した場合
  - この年金と同一の事由によって、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合
  - 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
  - 障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
  - 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に、次のいずれかに該当したとき。
    - その妻が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則(以下「省令」という。)別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にある場合を除き、55歳に達したとき。
    - その妻が55歳以上である場合を除き、省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき。
- この補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 年金受給権者(遺族補償年金の場合にあつては、被災学校医等の妻であつた者に限る。)が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

(3)

## 様式第21(第8条関係)

(表) 略

(裏)

6 この証書を亡失したり、損傷したときは、再交付を教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。

7 あらかじめ教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、教育委員会に対し身体障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

8 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 傷病補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 省令別表第1の傷病等級に該当しなくなった場合

(2) 障害補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 省令別表第2の障害等級の第7級以上に該当しなくなった場合

(3) 遺族補償年金の場合

イ 受給権者が死亡した場合

ロ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合

ハ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となった場合

ニ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合

ホ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にある場合を除く。)

ヘ 省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

(4)

## 〔注意事項〕

- この証書は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- この補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を教育委員会に届け出てください。
  - 氏名又は住所を変更した場合
  - この年金と同一の事由によって、昭和61年3月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法、旧厚生年金保険法若しくは旧国民年金法の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
  - 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
  - 障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
  - 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合及び請求者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に、次のいずれかに該当したとき。
    - その妻が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則(以下「省令」という。)別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態にある場合を除き、55歳に達したとき。
    - その妻が55歳以上である場合を除き、省令別表第2に定める第7級以上の著しい障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき。
- この補償を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 年金受給権者(遺族補償年金の場合にあつては、被災学校医等の妻であつた者に限る。)が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

(3)